

永代供養付き一般墓地使用規程

公益財団法人アタラクシア

第1条（目的）

永代供養付き一般墓地使用規程（以下、本規程）は、みやぎ霊園（以下、当園という）における墓地の利用・管理・運営に関する基準を定め、健全な墓地管理体制を図ることを目的とする。

第2条（名称）

本規程で定義する墓地の名称は、永代供養付き一般墓地（以下、本墓地）とする。

第3条（仕様）

本墓地の仕様は、別表1の通りとする。

第4条（使用許可）

本墓地を使用するには、所定の申込書と別表2の書類をみやぎ霊園管理事務所（以下、管理事務所）に提出の上、別表3の墓地使用料および第8条の墓地管理料を納付し、公益財団法人アタラクシア（以下、本法人）代表理事の許可を受けなければならない。

- 2 本法人は、前項の許可がなされた後に、みやぎ霊園永代供養付き墓地使用許可証（以下、許可証）を申込者に交付する。

第5条（使用者）

前条第2項の許可証を交付された者を墓地使用者（以下、使用者という）という。

第6条（使用权）

第4条の使用許可に基づく権利を、永代供養付き墓地使用权（以下、使用权）といい、この使用权は、権利を有する墳墓（以下、当該墳墓）を使用し、納骨・改葬・分骨などの祭祀および使用权の放棄・許可証の再交付・連絡先の指定等の実務を行使できる権利をいう。

- 2 第4条第1項の許可がなされた日を使用許可日とし、この日をもって前項の使用权が発生する。
- 3 使用权は、譲渡および転貸はできない。

第7条（使用目的）

当該墳墓の使用目的は、使用者親族の遺骨を埋葬するための墳墓とする。

第8条（墓地管理料）

墓地管理料は、別表4の通りとし、各墳墓内を除く、当園共用部分の清掃、環境整備および事務管理に使用し、4月1日から翌年3月31日までを会計年度とする。

- 2 使用者は、翌年度分の墓地管理料を、当園から郵送される払込票により、翌年度開始までに納付する。
- 3 第4条第1項の申込時に納付する墓地管理料は、申込日の属する月から3月までの月割計算とし、端数があった場合、小数点以下は切り捨てる。
- 4 物価の変動等の事由により管理料が不均衡となったとき、またはその見込みが確実となった

ときは、必要かつ相当と認められる範囲内において、管理料を改定することができる。

第9条（連絡先）

連絡先は、原則、第13条第2項になり得る者とし、使用者は、申込時または名義変更時に、3名まで連絡先を指定できる。

- 2 使用者が不在になった場合、連絡先は速やかに本法人へ通知をする。

第10条（墓石）

本法人は、第4条第2項の許可証交付後、速やかに別に定める墓石を設置する。

- 2 前項の墓石の所有権は、本法人とする。
- 3 経年劣化および自然災害による破損等の修復代は、使用者負担とする。

第11条（墓地の利用）

当該墳墓の使用面積は、別表1とし、当該墳墓および墓石等の維持管理は、使用者が行う。

- 2 使用者は、当該墳墓および墓石等について、安全に参拝ができるよう、清掃および除草を行い、美観を維持した上で衛生的に利用する。
- 3 献花および焼香は、当該墳墓内の花立および焼香台で行わなければならない。また、当該墳墓以外の場所において、植樹・植付・種蒔き等は一切してはならない。
- 4 食品および飲料等の供物は、野生動物を呼び寄せないように、参拝後は持ち帰る。

第12条（登録情報の変更による届け出義務）

使用者は、氏名・住所・電話番号および連絡先等の登録している事項に変更があった場合、速やかに管理事務所に届け出をしなければならない。

第13条（名義変更）

使用者が不在または高齢等の事由により、当該墳墓の維持管理が困難になった場合、所定の申請書と別表2の書類を管理事務所に提出することで、新たな使用者に名義を変更し、使用権の承継ができる。

- 2 使用権を承継できる者は、使用者の祭祀財産の承継者であって、直系血族または配偶者もしくは兄弟姉妹とする。ただし、当園墓地管理者（以下、墓地管理者）が止むを得ない事情と認めた場合は、この限りではない。

第14条（納骨）

使用者は、所定の申請書と別表2の書類を管理事務所に提出の上、別表5の料金を納付することで、当該墳墓に納骨ができる。

- 2 納骨する遺骨は、火葬したものに限り、本法人が指定する骨袋に収納して納骨する。
- 3 使用者の親族以外の遺骨を納骨する場合は、墓地管理者の許可を要する。
- 4 当該墳墓に副葬物を納める場合は、墓地管理者の許可を要する。
- 5 当該墳墓への納骨作業は、当園が行い、親族等は立ち合いができる。

第15条（改葬）

使用者は、所定の申請書と別表2の書類を管理事務所に提出の上、別表5の料金を納付することで改葬ができる。

第16条（分骨）

使用者は、所定の申請書と別表2の書類を管理事務所に提出の上、別表5の料金を納付することで、分骨ができる。

- 2 墓地管理者は、分骨を行った旨を証する書面を使用者に交付する。

第17条（再交付）

使用者は、許可証を紛失または汚損した場合、また、婚姻等により記載事項に変更があった場合は、所定の申請書と別表5の料金を納付することで、再交付の申請ができる。

第18条（放棄）

使用者は、所定の申請書と別表2の書類を管理事務所に提出することで、当該墳墓の放棄ができる。

- 2 前項において既に納骨されている遺骨がある場合、別に定める合祀墓使用規程に従い、所定の合祀墓へ改葬ができる。この場合、合祀墓の使用料は無償とする。
- 3 前項の合祀墓へ改葬しない場合、改葬の手続きを行う。
- 4 当該墳墓に設置している墓石は、本法人の負担で解体撤去を行う。
- 5 別表6の要件に該当する場合、既納墓地使用料の一部を使用者へ返還する。

第19条（みなし無縁墳墓）

本法人は、墓地管理料に未納がある場合、当該墳墓に立札を設置し、使用者または連絡先に納付の督促を行う。さらに、3年度分未納の状態が継続し、墓地管理料の納付が見込まれないと墓地管理者が判断した場合、当該墳墓を無縁墳墓とみなし、使用許可を取り消す。

- 2 使用許可の取消しに伴い、使用者に交付済みの許可証は無効とする。
- 3 埋葬されている遺骨は、本法人において骨上げを行い、所定の場所に一定期間保管し、返還の申し出が見込まれないと墓地管理者が判断した場合、別に定める合祀墓使用規程に従い、所定の合祀墓へ改葬する。
- 4 当該墳墓に設置している墓石は、本法人の負担で解体撤去を行う。

第20条（使用許可の取消し）

本法人は、次の事項に該当する場合、使用許可を取り消すことができる。

- ①他の使用者の迷惑になるような行為をしたとき
- ②本規程に違反したとき

- 2 前項において、既に納骨した遺骨がある場合、使用者は、第15条に従い速やかに改葬をする。なお、使用者が改葬を行わなかった場合、前条第3項に従う。
- 3 当該墳墓に設置している墓石は、本法人の負担で解体撤去を行う。

第 2 1 条（免責事項）

天災地変・戦争・テロ行為・暴動・法令の改廃等の不可抗力により、申込内容に対して履行の遅滞または不能が生じた場合は、本法人はその責任を負わない。

- 2 本規程は、本法人と使用者間における墓地利用について定めるものであり、本法人の関与しない祭祀に関する権利の承継などの民事上の問題においては、使用者自らが解決を図るものとする。

第 2 2 条（個人情報）

本規程に関わる個人情報については、別に定める個人情報管理規程を準用する。

第 2 3 条（援用）

本規程に定めのない事項については、みやぎ霊園使用規程に準じる。

第 2 4 条（協議）

本規程に定めのない事項については、その都度、墓地管理者と使用者間において協議を行う。

第 2 5 条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

- 2 本規程に改廃があった場合、本法人のホームページまたは霊園だより等にて、その旨の通知をする。

附則

本規程は、令和 7 年 1 0 月 3 1 日から理事会の決議を経て施行。

【別表１】仕様

エリア	使用面積	納骨方法
西 16 区南側	横 6 0 0 mm×縦 7 5 0 mm 0.4 5 m ²	地上型

【別表２】必要書類一覧

必要書類	申込時	名義 変更時	納骨時	改葬時	放棄時	備考
墓地使用許可証		○	○	○	○	
身分証明書	○	○			○	運転免許証等
申込者住民票	○	○				本籍記載のもの
埋葬許可証			○			事後提出不可
分骨証明書			○			分骨がある場合のみ

※その他本法人が必要とする書類

【別表３】墓地使用料

令和 7 年 1 0 月 3 1 日現在

エリア	墓地使用料（非課税）
西 16 区南側	8 5 0,0 0 0 円

※墓石代・墓石解体料・合祀墓使用料含む。

※上記金額は、物価等により改定することがある。

【別表４】墓地管理料

令和 7 年 1 0 月 3 1 日現在

エリア	墓地管理料（税抜）／年
西 16 区南側	5,4 0 0 円

※上記金額は、物価等により改定することがある。

【別表５】事務手数料一覧

令和７年１０月３１日現在

項目	料金（税別）	備考
名義変更	無償	
納骨事務手数料	５,０００円	納骨時
納骨手伝い料	２０,０００円	納骨時・骨上げ時・納骨を伴わない分骨時
許可証再交付手数料	１０,０００円	再交付時
放棄申請手数料	無償	放棄時
証明書交付手数料	２,０００円	分骨時等

※合祀墓に改葬する際、納骨事務手数料および納骨手伝い料は無償とする。

※上記金額は、物価等により改定することがある。

【別表６】使用料の返還

令和７年１０月３１日現在

使用料内訳	要件	返還金
墓地使用料	放棄日が使用開始日から１年未満かつ納骨がなされていない場合	既納墓地使用料から５５万円を控除した９割の額
	放棄日が使用開始日から１年以上３年未満かつ納骨がなされていない場合	既納墓地使用料から５５万円を控除した５割の額